## 近畿労働保険指導協会だより

令和2年秋号



労働保険事務組合 近畿労働保険指導協会

**206-6304-5632** 

# 社会保険に加入しましょう





#### 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば 加入義務あり(強制)。 当会の事業所様は、 ご加入済みです。ただし、経営者の方のご 加入は、別途申し込みが必要です(任意)。 セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

#### 厚生年金保険

従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の 業種は任意加入)



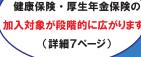
健康保険

●法人

従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の 業種は任意加入)





### 雇用保険

31 日以上引き続き雇用が 見込まれ、

1週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む) 



#### 令和3年4月より(中小企業)

・非正規雇用労働者(パート、有期雇用労働者、派遣労働者)を雇っている場合 には、賃金 をはじめとする待遇の見直しが必要になる場合があります。

64歳以上の方の

雇用保険料の

徴収がスタート。

正計員と非正規雇用労働者の待遇差について説明を求められた場合には、待遇差の内容や 理由を説明しなければなりませんので、不合理な待遇の違いがある企業においてには、 改善に向けて取り組みを進めましょう。

#### 詳しくは当会まで



**©** 06-6304-5632





#### 今月の深堀り知識

令和3年1月より「子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります」が…

1)有給ですか?無給ですか?

2)仕事内容上、時間単位の取得が難しい のですが、どうしたらよいですか?

関連記事:直近の労務関係の法改正(7ページ)

▲① 休暇を取得した場合、有給ですか?無給ですか?

労働者が、子の看護休暇・介護休暇を取得し て労務を提供しない日や時間について、事業主 が給与を支払う義務はありません。中には、失効年次有 給休暇を利用する(失効年休積立制度)など、一定の範 囲で有給としている企業もあります。休暇取得時の賃金 の支払いの有無について、就業規則等に定めましょう。

### A<sub>2</sub>

仕事の内容上、時間単位の取得が難しいのですが、 どうしたらよいですか?

子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが 困難な業務がある場合は、労使協定を締結することによ り、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する 労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、 労使で十分に話し合って決めてください。

労使協定により時間単位での休暇取得ができないこと となった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇 取得を認めるように配慮をしましょう。



改正内容の詳細は、厚生労働省のホームページ をご覧ください。

改正点(令和3年1月~) 時間単位の取得が可能になる (適用除外は労使協定が必要) 全労働者が取得できるようになる

(改正前は1日の所定労働が4時間 以下は取得不可)

編集と発行 労働保険事務組合 近畿労働保険指導協会

〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島4-5-4-801 電話:06-6304-5632 FAX:06-6195-2821

E-mail: info@kinki-rouho.com URL http://kinki-rouho.com/